

人事院会議議事録

会議日

令和4年2月24日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 立花人事官 古屋人事官
(幹事) 松尾事務総長、柴崎総括審議官
(説明員) (職員福祉局)
役田職員福祉課長、大澤健康安全対策推進室長

議題

人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)の一部改正

議事の概要

- 議題「人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)の一部改正」について、担当局から別添のとおり、一定の規格以下の木質バイオマス温水ボイラーについては、簡易ボイラーの区分の規制の適用とするよう労働安全衛生法施行令の改正が行われることとなったことを踏まえ、人事院規則10-4(以下、「規則」という。)においても、労働安全衛生法施行令における取扱いと同様に、一定の規格以下の木質バイオマス温水ボイラーについて簡易ボイラーの区分の規制の適用とする等の規則の改正を行うこととしたいとの説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

人事院規則 10-4（職員の保健及び安全保持）の一部改正

令和4年2月
職員福祉局

1 改正趣旨

- (1) 労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）において、ボイラーを取り扱う労働者の安全を確保するため、危険性の程度により「ボイラー」「小型ボイラー」「簡易ボイラー」に分けて、その区分ごとに検査、使用の制限等の規制を定めている。

今般、規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）にて、バイオマス燃料を活用したバイオマスボイラー普及のため、バイオマスボイラーのうちバイオマス温水ボイラー（※1）に係る規制区分を見直すこととされた。これを受け、厚生労働省において専門家による検討を行った結果、一定の規格以下の木質バイオマス温水ボイラーについては、その危険性の程度から、現在、上位2区分（ボイラー、小型ボイラー）の規制とされているものを、危険性が最も低いボイラー（簡易ボイラー）の区分の規制を適用しても安全上問題がないと評価し、一定の規格以下の木質バイオマス温水ボイラー（※2）については、簡易ボイラーの区分の規制の適用とするよう、労働安全衛生法施行令の改正が行われることとなった（令和4年2月18日公布、令和4年3月1日施行）。

※1 規制改革実施計画で言及された「バイオマス温水ボイラー」は、主に木質バイオマス温水ボイラーのことを指す。

※2 一定の規格以下の木質バイオマス温水ボイラーとは

- ① ゲージ圧力0.1MPa以下で、伝熱面積が16㎡以下のもの
- ② ゲージ圧力0.6MPa以下で、かつ、100℃以下で使用するもので、伝熱面積が32㎡以下のもの

- (2) 人事院規則 10-4（以下、「規則」という。）においても、ボイラーについては、安衛法と同様の区分として規制を定めている。このため、安衛法における取扱いと同様に、一定の規格以下の木質バイオマス温水ボイラーについては、簡易ボイラーの区分の規制の適用とするよう、規則の改正を行うこととしたい。（なお、木質バイオマス温水ボイラーの使用について各府省に調査を行ったところ、木質バイオマス温水ボイラーを現在使用している府省はなく、当面設置予定の府省も無かったが、今後の普及促進が見込まれることから安衛法等の改正を踏まえ、規則別表等を改正することとしたい。）

2 改正事項

(1) 規則別表第1備考第1号の改正

規則別表第1備考第1号において「ボイラー」の定義を規定しているところ、当該規則を改正し、一定の規格以下の木質バイオマス温水ボイラーは、同号の「ボイラー」に含まれないと規定する。

一定の規格以下の木質バイオマス温水ボイラーとは、

- ① ゲージ圧力0.1MPa以下で、伝熱面積が16 m²以下のもの
- ② ゲージ圧力0.6MPa以下で、かつ、100℃以下で使用するもので、伝熱面積が32 m²以下のもの

とする。

(注)「小型ボイラー」は、別表第1備考第2号において「ボイラーのうち、次に掲げるボイラーをいう。」と定義されているため、備考第1号の「ボイラー」の定義から除くと自動的に「小型ボイラー」でもなくなる。

(2) 規則別表第6備考第1号の改正

規則第31条第1項の設備等の使用等の制限のうち、使用制限のある設備等を定める別表第6備考第1号について、規則別表第1備考第1号の改正に伴う規定の整備を行う。

(3) 規則別表第1及び規則別表第6の改正

上記の改正に併せ、機械等の名称について、「フオークリフト」等、小文字とすべき片仮名が大文字のままとなっているものについて小文字に改正し、常用漢字に付されている振り仮名を削除する等の修正を行う。

(4) 経過措置

今般の改正によって「簡易ボイラー」に分類されることとなるものについては、検査、使用の制限等の規制が緩和されることとなるが、他方で自動温度制御装置等を具備していることが求められることとなる。このため、本改正規則の施行日前に製造され、又は製造に着手されたものについては、施行日から1年を経過する日（新規格等を具備した場合には、新規格等を具備した日）までの間においては、引き続き、規則別表第1備考第1号及び第2号の「ボイラー」又は「小型ボイラー」とみなして、「ボイラー」又は「小型ボイラー」としての規制を適用する。

3 公布及び施行予定日

令和4年3月1日

公布、施行

以 上